

令和6年広審第3号

裁 決

引船A引船列乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年8月24日21時40分

香川県直島南西岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 引船A はしけB

総 ト ン 数 19トン

全 長 17.15メートル 42.00メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 588キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方に操舵室を配し、同室前部中央に操舵スタンド、左舷側にレーダー及びGPSプロッターを、右舷側に機関制御盤をそれぞれ備えた鋼製引船で、a受審人が単独で乗り組み、船首0.9メートル船尾2.7メートルの喫水をもって、作業員1人を乗せ、スクラップ540トンを積載し、船首1.8メートル船尾2.6メートルの喫水となった非自航鋼製はしけBを引き、Aの船尾からBの後端までの長さが約91メートルの引船列（以下「A引船列」という。）を構成し、令和5年8月24日20時00分香川県坂出港を発し、兵庫県姫路港に向かった。

ところで、a受審人は、出港前に休養を十分にとっていたので、疲労はほとんどなく、睡眠不足の状態ではなかった。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、操舵室後部の台上の座椅子に腰を掛けて操船に当たり、香川県小槌島が右舷正横となったときに右転して備讃瀬戸東航路内を東行する予定で坂出港北方沖合を北上し、20時36分俎石灯標から227度（真方位、以下同じ。）5.93海里の地点で、針路を香川県大槌島と小槌島の間に向く051度に定めて自動操舵とし、6.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、定針したとき、気象海象も良く、付近に航行の支障となる他船を見掛けなかった安心感から、気が緩んで眠気を催したが、坂出港停泊中に十分睡眠をとったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく続航した。

こうして、a受審人は、同じ姿勢で操船を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、転針予定地点を通過して直島南西岸に向首進行し、

21時40分組石灯標から089度1,110メートルの地点において、A引船列は、原針路及び原速力のまま、同岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の東北東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、Aは、船首部船底外板に修理を要しない曲損及び擦過傷を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、坂出港北方沖合において、姫路港に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、直島南西岸に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、坂出港北方沖合において、座椅子に腰を掛けて操船に当たり、姫路港に向けて自動操舵で航行中、付近に航行の支障となる他船を見掛けなかった安心感から、気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかし、同人は、坂出港停泊中に十分睡眠をとったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、直島南西岸に向首進行して同岸への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年5月22日

広島地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾